

盛土規制法に関する事前協議に必要な書類

綴り順	図面の名称	明示すべき事項		区 分		備 考
		内容	縮尺	宅地造成, 特定盛土等	土石の堆積	
1	事前協議願					
2	位置図	・ 方位、道路及び目標となる地物 ・ 区域を赤色で表示	1/10,000 以上	要	要	(省令第7条第1項第1号) (省令第7条第2項第1号)
3	地形図	・ 方位及び土地の境界線（赤枠でかこむこと）	1/2,500 以上	要	要	等高線は、2mの標高差を示すものとする こと。 (省令第7条第1項第1号) (省令第7条第2項第1号)
4	平面図	・ 方位及び土地の境界線並びに、盛土（赤色で着色）又は切土（黄色で着色）をする土地の部分・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	－	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第1項第1号)
		・ 方位及び土地の境界線並びに勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	－	要	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。 (省令第7条第2項第1号)
5	断面図	・ 盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	－	高低差の著しい箇所について作成すること。（省令第7条第1項第1号）
		・ 土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	－	要	申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように断面図を作成すること。 (省令第7条第2項第1号)
6	排水施設の平面図	・ 排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	－	汚水・雨水を区分すること。 流量計算書及び流域図を添付すること。 土石の堆積については、平面図に記載すること。 (省令第7条第1項第1号)

7	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	－	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない。 （省令第7条第1項第1号）
9	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、水抜穴の寸法及び間隔、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置等として設置する場合は要	コンクリート擁壁の場合は構造計算書を添付のこと。（省令第7条第1項第1号）
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	－	（省令第7条第1項第1号）
10	土地の公図の写し又は現況地番図	・土地の境界（赤枠で囲むこと）並びに事業区域内及び隣接地の土地の地番、地目、所有権者の氏名住所を示すこと。		要	要	公図の写しについては、謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること。 現況地番図については、所有権者名及び地目を記入すること。
11	丈量図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	1/500 以上	要	要	
12	その他協議に必要な書類					